

◆ 1 役職一覧

対象:事業所の常用労働者数(「正社員・正職員」及び「正社員・正職員以外」を合わせた人数)が10人以上の事業所における係長以上又は生産部門における職長以上の職務に該当する者について記入

役職番号	役 職 名	解説頁
101	部 長 級	(28)
102	課 長 級	
103	係 長 級	(29)

役職番号	役 職 名	解説頁
104	職 長 級 (※1)	(29)
105	その他の役職	
(空欄)	役職のない者 (※2)	

※1 「104 職長級」については、産業分類の大分類がC(鉱業、採石業、砂利採取業)、D(建設業)、E(製造業)の事業所が記入 (C、D、E以外で「104 職長級」相当の者は「105 その他の役職」としてください。)

※2 役職のない者(101～105に該当しない者)は空欄としてください。

◆ 2 役職解説

101 部長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部(局)長

×(含まれない役職) 部(局)長を兼ねない取締役、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長

仕事の概要

いわゆる部(局)長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、部(局)長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」と呼ばれている者は「部長級」としない。

- 3) 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部(局)長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部(局)長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

102 課長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長

×(含まれない役職) 課長代理、同補佐、課次長

仕事の概要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」と呼ばれている者は「課長級」としない。

103 係長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長

×(含まれない役職) 課長代理、組長、伍長

仕事の概要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長級」「職長級」の説明事項に該当するとみられる者は、「係長級」としない。

104 職長級

C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業が記入

○(含まれる役職) 職長、組長、班長、伍長、組頭

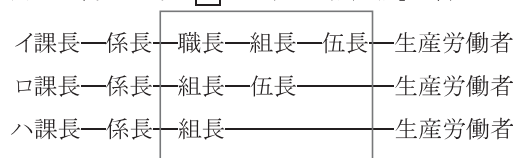
仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

- 1) 名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。このようないくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する者も「職長級」に含む。
- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、監督のかたわら、集団内の生産労働者と同じの作業に従事する者も、「職長級」に含む。

- 3) 例えば、次のような□内の者が「職長級」に含まれる。



- 4) 生産労働者とは、物の生産現場や建設作業の現場等における作業に従事する労働者が該当する。例えば、現場作業従事者、製造、検査、保全、修理作業等従事者、運搬作業等従事者が該当する。

105 その他の役職

○(含まれる役職) 上記 101～104 に該当しない各役職、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長、課長代理、同補佐、課次長等、調査役等のスタッフ、支社長、支店長、工場長、営業所長、出張所長、病院長、学校長等

仕事の概要

管理・事務・技術部門における係長以上又は生産部門における職長以上の職務に従事する者で、上記の「101 部長級」、「102 課長級」、「103 係長級」、「104 職長級」のいずれにも含まれない役職をいう。

説明事項

生産部門とは、生産労働者が主となり構成される部門をいう。

管理・事務・技術部門とは、主として生産以外の業務(管理、事務、経理、営業、人事、福利厚生、研究、SE等)を行う部門が該当する。